

○法務省令第三十一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の規定に基づき、国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十七日

法務大臣 鈴木 馨祐

国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令

国際受刑者移送法施行規則（平成十五年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会	（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会

内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え)

第三条 法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第

内における処遇に関する規則を適用する場合の読替え)

第三条 法第二十一条の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第二項並びに第二十九条から第三十一条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第

六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四條の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項の規定による共助刑の執行を受ける者を拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七條第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「刑名（共助刑である場合はその旨）」と、同規則第七條第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二條」と、同規則第三十二條第一

六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四條の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）の規定の適用については、法第十六条第一項第一号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなす。この場合において、同規則第七條第一項第二号及び第九十二条第一項第三号中「刑名」とあるのは「国際受刑者移送法第二條第二号の共助刑の種類」と、同規則第七條第一

項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第一百八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。

第十一条 「略」

「一、二 略」

三 受入移送犯罪の名称、犯数、刑名（共助刑で

ある場合はその旨）及び刑期

項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二条」と、同規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除」と、同規則第一百八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」とする。

第十一条 「同上」

「一、二 同上」

三 受入移送犯罪の名称、犯数、共助刑の種類及

び刑期

<p style="text-align: center;">2 「略」</p>	<p style="text-align: center;">2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

「四〇六 略」

「四〇六 同上」

受入移送同意書

私は、下記(1)から(8)までの事項について理解した上で、かつ、本書面への署名押印に際して脅迫、強制、取引その他一切の不当な圧力が私に対して加えられなかったことを認めた上で、日本国への受入移送に同意します。

記

- (1) 日本国に移送された後の刑は、拘禁刑となること。
- (2) (1)の刑の刑期は、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数と同一の日数であること。ただし、（裁判国の名称）で言い渡された刑について拘禁されるべき日数が30年を超える有期の場合には30年となり、無期刑又は終身刑の場合には無期となること。
- (3) （裁判国の名称）において既に刑の執行として拘禁したとされる日数については、(1)の刑の刑期から控除されること。
- (4) 日本国に移送された後の刑は、日本国の法令に基づき執行されること。
- (5) （裁判国の名称）で言渡しを受けた裁判に対する再審の請求その他の不服申立ては、（裁判国の名称）の法令に基づく手続により、かつ、（裁判国の名称）に対してのみこれを行うことができること。
- (6) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪については、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。ただし、処罰された場合であっても、刑の執行は全て免除されること。
- (7) 現在執行を受けている刑の原因となっている犯罪以外の犯罪があるときは、日本国において訴追及び処罰される可能性があること。
- (8) （裁判国の名称）から日本国までの交通費は、原則として自己負担となること。

年 月 日

受入受刑者署名押印 印

当職の面前において、上記のとおり署名押印したことを証明する。

年 月 日

官職 署名押印 印

(注)法第17条第2項の規定の適用を受ける受入受刑者については、記(2)中「30年」とあるのは「20年」と書き替えること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、刑法等の一部を改正する法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(旧受入受刑者に関する経過措置)

第二条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「整理法」という。）第四百九十一条第六項の規定により国際受刑者移送法第二十三条及び第二十五条の規定を適用する場合における国際受刑者移送法施行規則第四条、第六条及びこの省令による改正後の国際受刑者移送法施行規則（以下「新国際受刑者移送法施行規則」という。）第十一条の規定の適用については、国際受刑者移送法施行規則第四条第二号中「法第二十一条の規定により適用される」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百九十一条第七項の規定により適用される刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正後の」と、同規則第六条中「法第二十一条の規定により適用される」とある。

るのは「整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される整理法第十四条の規定による改正後の」と、新国際受刑者移送法施行規則第十一条第一項第三号中「刑名（共助刑である場合はその旨）」とあるのは「共助刑の種類」とする。

2 整理法第四百九十一条第七項の規定により更生保護法（平成十九年法律第八十八号。刑法等一部改正法第六条又は第七条の規定による改正後のものを含む。）の規定を適用する場合における犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成二十年法務省令第二十八号。以下この項において「社会内処遇規則」という。）第一章（第一条及び第二条を除く。）、第二章第一節（第七条第一項、第三項及び第四項、第十一条から第十四条まで、第十五条第二項、第二十一条並びに第二十八条から第三十二条までを除く。）、第三章第一節（第四十五条、第四十九条、第五十条の二、第五十一条、第五十二条第八項、第五十五条第四項、第六十三条及び第六十四条を除く。）、第四節（第九十二条第二項、第九十八条及び第九十九条を除く。）及び第七節、第四章（第百十四条及び第百十四条の二を除く。）、第五章並びに第六章（第百二十五条を除く。）並びに犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第十二号）の規定による改正後の社

会内処遇規則（以下この項において「新社会内処遇規則」という。）第七条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第二十一条、第二十八条及び第三十二条の規定の適用については、受入受刑者であつて、整理法の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの（次項において「旧受入受刑者」という。）を拘禁刑に処せられた者と、整理法第四百九十一条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整理法第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなす。この場合において、社会内処遇規則第九十二条第一項第三号及び新社会内処遇規則第七条第一項第二号中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、社会内処遇規則第一百八条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、新社会内処遇規則第七条第一項第三号中「少年法第五十八条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第二十二條」と、新社会内処遇規則第三十二条第一項第四号中「恩赦」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」とする。

3 国際受刑者移送法施行規則第五条の規定は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは、「国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第三

十一号) 附則第二条第二項」とする。

(受入移送同意書に関する経過措置)

第三条 整理法第四百九十一条第四項の規定により整理法の施行前に同項に規定する書面への署名押印を行わせる場合は、新国際受刑者移送法施行規則別記第一号様式により行わせるものとする。